○総務省告示第九十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第二百六号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十六日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後				
周波数の範囲（注１）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力（注２）	備考
［略］				
2445MHzから2455MHzまで	近畿総合通信局管内	平成31年３月31日まで	7950W以下	注４ 空中線電力は、100W以下に限る。
［略］				
5650MHzから5755MHzまで	関東総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	注12
	九州総合通信局管内	平成32年３月31日まで	0.2W以下	注13及び注14
9380Hzから9440MHzまで	九州総合通信局管内	平成32年３月31日まで	12000W以下	注13
［（注１）～（注12）　略］				
（注13）　福岡県北九州市若松区響町２丁目及び３丁目並びに同区ひびきの北１及びひびきの北大字塩屋の区域に限る。				
（注14）　福岡県北九州市小倉北区大手町、同区域内及び同区室町１丁目の区域に限る。				

改正前				
周波数の範囲（注１）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力（注２）	備考
［同左］				
2445MHzから2455MHzまで	近畿総合通信局管内	平成30年３月31日まで	7950W以下	注４ 空中線電力は、100W以下に限る。
［同左］				
5650MHzから5755MHzまで	関東総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	注12
［（注１）～（注12）　同左］				
［新設］				
［新設］				

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。